

## 学校安全に関する関係法規・計画

- 1 学校教育法（抄）・・・・・・・・・・ 2
- 2 学校保健安全法（抄）・・・・・・・・ 3
- 3 教育振興基本計画（抄）・・・・・・ 5

学校教育法（抄）  
（昭和二十二年法律第二十六号）

（略）

第二章 義務教育

**第二十一条** 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～七（略）

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九・十（略）

第三章 幼稚園

**第二十二条** 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

**第二十三条** 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四・五（略）

学校保健安全法（抄）  
（昭和三十三年法律第五十六号）

第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（略）

第三章 学校安全

（略）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

**第二十六条** 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、

及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

**第二十七条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

**第二十八条** 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

**第二十九条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

**第三十条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（略）

## 教育振興基本計画（抄）

（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に基づき、国会に報告するものである。

（略）

### 3. 学びのセーフティネットの構築

（略）

#### 成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

##### 【成果指標】

＜主として初等中等教育関係＞

##### ①学校施設の耐震化率の向上

公立学校については、平成 27 年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。また、私立学校について、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

##### ②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上

##### ③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少，死亡する児童生徒等のゼロ化

##### ④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

＜主として高等教育関係＞

##### ①大学等の耐震化率の向上

国立大学等については、「第 3 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。また、私立大学等について、国立大学等の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

(略)

< 5 年間における具体的方策 >

### 基本施策 1 9 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

#### 【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

#### 【主な取組】

##### 1 9－1 安全・安心な学校施設

- ・ 公立学校については、平成 2 7 年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。このため、対策が遅れている地方公共団体に対し耐震化の加速を促す。また、非構造部材の耐震対策や津波対策としての避難経路の整備等、防災機能の強化を推進する。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、施設の耐震化と同様、速やかな完了を目指す。  
さらに、少子化が一層進展することも見据えつつ、老朽化している学校施設の長寿命化等の取組を推進する。
- ・ 国立大学等については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指すほか老朽改善整備等を推進する。また、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策についても、施設の耐震化と同様、速やかな完了を目指す。このため「第 3 次国立大学法人、等施設整備 5 か年計画」を着実に実施する。
- ・ 私立学校については、「私立学校施設防災機能強化集中プラン」に基づいて、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び屋内運動場等の天井等としての避難経路の整備等、防災機能の強化を推進する。屋内運動場等の天井等落下防止対策については、施設の耐震化と同様、速やかな完了を目指す。

さらに、少子化が一層進展することも見据えつつ、老朽化している学校施設の長寿命化等の取組を推進する。

- ・ 国立大学等については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指すほか老朽改善整備等を推進する。また、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策についても、施設の耐震化と同様、速やかな完了を目指す。このため「第3次国立大学法人、等施設整備5か年計画」を着実に実施する。
- ・ 私立学校については、「私立学校施設防災機能強化集中プラン」に基づいて、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了を目指す。また、非構造部材の耐震対策や津波対策としての避難経路の整備等、防災機能強化を推進する。

## 19-2 学校安全の推進

- ・ 生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて、危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。
- ・ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
- ・ 国公私を問わず、関係部局や地域住民・保護者と連携した学校の施設・設備の安全点検等を含む学校安全計画及び危険等発生時対処要領の改善を促すとともに、学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実、外部専門家等の活用促進等を通じて安全管理体制の充実を図る。また、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全を推進する。
- ・ 特に、通学路について、関係府省が連携し、学校や教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関による交通安全の確保に関する取組が現場で進むよう促す。また、安全点検をはじめとする取組を推進するに当たっては、保護者や地域住民などの関係者との連携も推進する。

(略)